

# 社会福祉法人弘前草右会

## 役員等の報酬・費用弁償等支給基準

### (目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人弘前草右会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員、福祉サービス苦情・要望等解決第三者委員、評議員選任・解任委員及び理事長が招集する委員等（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この基準において、役員とは、理事及び監事をいう。

2 常勤役員とは、当法人定款第15条第3項に定める常務理事をいう。

3 非常勤役員とは常勤役員以外の役員をいう。

4 職員兼務役員とは、当法人の職員及び嘱託施設長であって、当法人の理事を兼ねているものをいう。

5 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、職務形態に応じて、次の各号による報酬等を支給する。

一 常勤役員には、別に定めるもののほか報酬、通勤手当、寒冷地手当、期末手当及び役員退職慰労金を支給する。

二 非常勤役員には、理事会等に出席の都度、別表1の通り報酬を支給する。

三 職員兼務役員には、この規程による報酬は支給せず、職員給与を当法人職員の給与に関する規程等に基づき支給する。ただし、理事会等へ役員として出席した場合は別表2の費用弁償を支給する。この場合、職員旅費規程に規定する旅費の支給は行わない。

四 評議員、福祉サービス苦情・要望等解決第三者委員、評議員選任・解任委員及び理事長が招集する委員等には、会議・研修会出席など、その業務を行った都度、別表2の費用弁償を支給する。

五 当法人の役員等に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が4,500,000円を超えない範囲とする。ただし、役員退職慰労金を除く。

### (常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

一 報酬については、月額200,000円を支給する。

二 期末手当については、別表3に定める額を支給する。

三 通勤手当、寒冷地手当については、当法人職員の給与に関する規程中の基本給表及び手

当等支給基準第6項及び第11項に基づき支給する。

- 2 常勤役員が、当法人の理事会、評議員会及び会議・研修会等に出席した場合の報酬は支給しない。ただし、職務のため市外の会議・研修会等に参加した場合は当法人旅費規程に基づき旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 一 常勤役員の報酬、通勤手当及び寒冷地手当については、毎月21日に支給する。ただし、その日が休日にあたるときは、その前日に支給する。
- 二 常勤役員の期末手当については、毎年6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が休日にあたるときは、その前日に支給する。
- 三 常勤役員の役員退職慰労金の支給額については、社会福祉施設職員等退職手当共済法によるものとする。
- 四 非常勤役員の報酬及び職員兼務役員、評議員等に対する費用弁償等の支給については理事会、評議員会等に出席した都度支給する。
- 五 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第1項第二号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、平成19年6月1日施行（最終改正令和3年8月1日）の社会福祉法人弘前草右会役員等の報酬・費用弁償等支給基準は廃止する。

附 則

この規程の改正は、令和6年1月1日から施行する。（理事長が招集する委員会に出席した委員等に対しての報酬等を追加）

別表1 報酬

理事長	日額	15,000円
非常勤役員	日額	8,000円
監事が監査業務を行ったとき	日額	10,000円

別表2 費用弁償

評議員	日額	5,000円
職員兼務役員	日額	5,000円
福祉サービス苦情・要望等解決第三者委員	日額	5,000円
評議員選任・解任委員	日額	5,000円
当法人の監事である評議員選任・解任委員	日額	8,000円
理事長が招集した委員等	日額	5,000円

別表3 常勤役員の期末手当

6月30日支給	報酬月額×1.0
12月10日支給	報酬月額×1.0